

天正八年三月

同判

太閤様御湯治之時、當所地下人酒さかな、以下なにもかい候て、進上申候事、かたく御停止なされ候、其外之物も無用被思食候へども、げに上度候は、な大こんごばう、又もちなどのやうなる、手つくりのたぐひは、ぬし次第に可進上之由、被仰出候也、

文祿三年十二月八日

木下大膳大夫判

有馬總中

禁制

湯山中

一亂妨狼藉之事

一放火之事

右條々相そむくともがらにおゐては、くせ事たるべく候、

九月廿日

羽柴左衛門大夫判

羽柴三左衛門判

〔集古文書七十五〕天正年間書所藏不詳

爲殿下御湯治御見廻一筆令啓候、仍菓子一折口輕微之至候、進獻之候、可然様於披露者、可爲口悅候、穴賢

霜月九日

尊朝

前田主水殿

〔武徳編年集成五十〕慶長九年四月二十一日、尾陽候薩摩守忠吉初下野守攝州有馬温泉ニ入湯、是瘡疾

アルユヘ也、

〔和漢三才圖會七十四〕妬湯ウナリユ在湯本之東名三谷之町